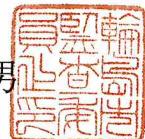


輪島市監査公表第15号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月6日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年11月7日（水） 財政課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回あらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○本市においては、今後高齢化に伴う扶助費や社会保障費、老朽化した公有財産の維持管理費の増加が見込まれる。その上、庁舎整備、ごみ処理施設及び防災行政無線など大型建設事業の計画が喫緊の課題として目前に迫っている。「輪島市総合計画」の中で謳われている「市民と行政の協働によるまちづくり」の視点を大切にすべきと考えるが、安定した財政基盤の維持のためには、「事業の選択と集中」にも十分配慮すべきと思われる。

○平成27年1月に総務省が示した統一的な基準による財務書類の作成は、これまでの現金主義の自治体会計に発生主義・複式簿記といった企業会計の要素を取り入れたものである。資産や負債などのストック情報や引当金といったこれまで見えなかったコストを把握し、企業会計的な手法による決算情報を用いて、事後評価のノウハウを自治体の行財政運営に活用しようとするものと承知している。早期に作成されるよう努力されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。